

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度 上越市入札監視委員会 第 1 回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【委員自己紹介】（公開）

【委員長、副委員長選任】（公開）

【挨拶（委員長、副委員長）】（公開）

【入札・契約制度の概要】（公開）

- (1) 上越市入札監視委員会の概要
- (2) 上越市の契約制度の概要
- (3) 平成 29 年度の入札・契約制度について

【報告】（公開）

- (1) 発注状況について（市発注）
（ガス水道局発注）
- (2) 指名停止措置状況の報告

【審議】（公開）

- (1) 抽出案件の審議について
- (2) その他

3 開催日時

平成 29 年 4 月 28 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 401 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：今本啓介、岩井文弘、笹川香織、宮崎貴博、山田昌子
- ・ 事務局

上 越 市：池田財務部長、宮下契約検査課長、太田副課長、武田係長、西條係長

ガス水道局：平野総務課長、新部副課長、森口係長

（審議案件担当課）

建築住宅課営繕室：長田主任

文化行政課総合博物館：花岡上席学芸員

都市整備課：小山係長
観光振興課施設経営管理室：丸田副室長、伊倉主事
農村振興課：伊藤係長
総務管理課：清水係長
生活環境課：小酒井係長
ガス水道局施設整備課浄水センター：市橋センター長、水澤係長
ガス水道局建設課：小池係長

8 発言の内容

【挨拶】

池田部長： 本日は、ご多忙のところ、上越市入札監視委員会 平成 29 年度第 1 回会議にご出席をいただきまして心から感謝申し上げます。

今ほど委嘱状を交付させていただきましたが、委員の改選期ということでは有識者である今本様、宮崎様、山田様、笹川様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご快諾いただきまして感謝申し上げます。また、公募委員の岩井様におかれましては、意欲をもって公募いただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。

ご案内の通り、当市の入札監視委員会は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、第三者の視点から入札契約制度が適正に運用されているかをチェックいただくということで、平成 15 年に県内市町村で初めて設置をし、今年で 14 年目を迎えます。

この間、委員の皆様からは、様々なご意見、ご指摘、ご提言をいただき、このことが所期の目的であります、入札契約制度の客観性の確保及び透明性の向上につながっているものと考えております。

入札契約制度の見直しにつきましては、現在、第 5 次上越市行政改革推進計画を定め、行政改革の推進をしておりますが、その中にも入札契約制度の透明性、競争性、公平性、さらに品質の向上にむけ、取り組みをしていくところでございます。

委員の皆様におかれましては、本日、具体的な発注案件について、ご審議いただき、それぞれお持ちの専門的な知見、あるいは市民の目線に立って、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。

【委員自己紹介】

(今本委員から 50 音順で自己紹介)

【委員長、副委員長選任】

宮下課長： 委員長及び副委員長の選任に移らせていただきます。

上越市入札監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項において、「委員の互選」に

より委員長、副委員長を選任することになっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

事務局で腹案がございますが、お示ししてよろしいでしょうか。

全委員：（異論なし）

宮下課長： それでは、事務局案としては、これまで委員長を務めていただきました今本様に引き続き委員長になっていただければと思っております。また、副委員長につきましては、山田昌子様から引き受けていただければと考えておりますがいかがでしょうか。

全委員：（異論なし）

宮下課長： 異議がないようですので、今本様、山田様、お願いいたします。
また、お二人には前の委員長、副委員長の席にお座りいただき、一言ずつ就任のご挨拶をいただけますでしょうか。

【挨拶（委員長、副委員長）】

（今本委員長、山田副委員長からご挨拶）

【入札・契約制度の概要】

(1) 上越市入札監視委員会の概要

宮下課長：（資料1に基づき入札監視委員会の概要を説明）

入札監視委員会で審議する案件の抽出者ですが、これまでは委員氏名の50音順で抽出を依頼させていただいておりました。今回は、委員改選後の最初の会議ということで、昨年まで委員を務めていただいた今本委員長に案件の抽出を依頼しました。次回以降の取り扱いですが、これまでどおりの方法で抽出依頼をすることでよろしいでしょうか。

なお、その場合、次の抽出については岩井委員となりますが、もし、岩井委員のほうで、もう少し会議の状況を把握した上で抽出されたいというお考えであれば、笹川委員にお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

今本委員長： 案件の抽出者について、事務局より提案がありましたが、これについて岩井委員は、いかがでしょうか。

岩井委員： 事務局提案のとおり、後回しでお願いできればと思います。

今本委員長： それでは次回の案件抽出は笹川委員にお願いしたいと思います。

(2) 上越市の契約制度の概要

(3) 平成29年度の入札・契約制度について

宮下課長：（資料2及び資料3に基づき説明）

今本委員長： ただいまの事務局の説明に対して、意見や質問はありますか。

岩井委員： 制限付き一般競争入札について、資格がある業者だけが入札に参加できるという説明だったのですが、資格が全くない業者は参加できないのでしょうか。

もう一点、審議する抽出案件について、委員が一人だけで抽出するというのは、公平性に欠けるのではないのでしょうか。

宮下課長： まず、制限付き一般競争入札の件ですが、上越市の入札参加資格があるということが大前提になります。

あらかじめ、業者から当市の入札参加の登録をしていただくということが、制限付き一般競争入札に係らず、最低限必要な条件となります。

その上で、工事の制限付き一般競争入札であれば、内容や金額も様々です。地域性を考慮して上越市内の本社を有することを資格要件とする場合もあれば、工事の実績があることを資格要件とする場合もございます。

太田副課長： 二点目の抽出の方法に関する質問についてですが、委員の皆様は順番に選んでいただきますので、公平性に欠けるとは考えておりません。

岩井委員： 審議案件を抽出する作業を一人の人間が選ぶことで恣意性が入るという危惧はないのでしょうか。

宮下課長： 今回、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの案件をご審議いただきます。既に契約済となった案件の中から、それぞれの委員での視点により抽出いただきますので、抽出の有無によって公平性が損なわれるとはないと考えております。

ご審議の結果、今後の発注業務において改善点があれば、反映させていきたいと考えております。

今本委員長： 委員が関係する案件については審議から外れる条項もありますので、関係者は参加できないこととなっています。

抽出において、委員独自の視点が入ることはあるかもしれませんが、全員で抽出してもそれは解決することはできないのではないかと思います。

岩井委員： 契約が終わった案件を審議するというのは、私たちの意見がどのように反映されるのか疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

宮下課長： 入札に関しましては透明性、競争性、公平性が求められる一方で、予定価格や入札の参加資格の有無等、どうしても入札前には秘匿しなければならない要因もございますので、これから発注する案件について、皆様からご意見をいただくことはいかなるものかと考えております。

入札が終わったものについて、皆さまから厳しい目で改善点をご提言いただき、必要に応じて入札制度を改善していきたいと考えております。

岩井委員： 分かりました。

今本委員長： 他にご意見はありますか。

全委員： (意見なし)

【報告】

(1) 発注状況について (市発注)

(ガス水道局発注)

宮下課長： 資料 4-1 に基づき説明
平野課長： 資料 4-2 に基づき説明
今本委員長： ただいまの報告に対し、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
全委員： (意見なし)

(2) 指名停止措置状況の報告

宮下課長： 前回の定例会以降、平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に 5 つの事業者に対して指名停止の措置を行いましたので、ご報告いたします。

この度の指名停止の措置は、資料の指名停止事由に記載のとおり、本年 2 月 2 日、公正取引委員会が消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対して、独占禁止法第 3 条の規定、不当な取引制限の禁止に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

このことが、上越市及びガス水道局の指名停止措置要領の独占禁止法違反に該当することから、(株)富士通ゼネラルは本年 3 月 24 日から 7 月 23 日までの 4 か月、日本電気(株)と沖電気工業(株)は 3 月 24 日から 5 月 23 日までの 2 か月、日本無線(株)と(株)日立国際電気は 3 月 24 日から 4 月 23 日までの 1 か月の指名停止を行ったものであります。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。
全委員： (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は私が 12 件抽出いたしました。
抽出理由については、事務局から資料に記載していただきましたので、御確認ください。
まず、No. 1 から審議に入ります。

《No.1 総合博物館大規模改修 工事》

今本委員長： 抽出理由としましては、落札率が高いということです。

太田副課長： (資料 6 の No.1 に基づき契約の概要を説明)

落札率が高いということについて、建築工事につきましては、土木工事と比較すると落札率は高い傾向にあり、平成 28 年度の建築工事の平均落札率は 97.2%、平成 27 年度の平均落札率は 96.9%であり、今回の工事の落札率については 97.43%となっており、過去の平均よりも若干高くなっております。

建築工事は土木工事設計よりも公表される標準単価が少なく、設計書の

積算に当たっては、実際に見積りを徹して積算する項目が多くなります。

入札者が積算するに当たっては、利益分を考慮しながら、どこまで価格を下げられるかということになりますが、一方で、最低制限価格が付されているものはこの最低制限価格を下回ってしまうと、その段階で失格になってしまうので、それらの見合いの中で、落札率が比較的高くなるのではないかと考えております。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

岩井委員： 最低入札価格については、あらかじめ業者さんに知らせておくのですか。

宮下課長： 当市では、過去に予定価格の事前公表を行っていましたが、現在は、予定価格、最低制限価格ともに事前公表はしておりません。

岩井委員： 知らせておくことのメリット・デメリットはどういったことが考えられるのでしょうか。

宮下課長： 現在では事前に公表しない方が主流となっております。予定価格が分かると最低制限価格も予想がつかますので、過大な価格競争に陥ってしまい、工事の品質の確保が難しいこともありますので、事前公表は行っておりません。

今本委員長： その他、何か質問等があればお願いします。

全委員： (意見なし)

《No.2 高田公園遊具設置 工事》

今本委員長： 抽出理由としましては、遊具設置にも関わらず、落札率が高いためです。

太田副課長： (資料6のNo.2に基づき契約の概要を説明)

遊具設置にも関わらず落札率が高いことについてですが、この工事以外の遊具設置工事は28年度で10件ございました。ブランコやシーソー、滑り台などを設置するもので、概ね予定価格200万円前後の工事であり、平均の落札率は92.5%でした。

当該工事は、他の遊具工事同様に、遊具に係る経費が工事費全体の約7割半を占める工事ではありますが、遊具そのものが滑り台やブランコといったものよりも、かなり特殊な遊具になるため、この部分の経費がほとんど安くならなかったことが要因ではないかと思っております。

なお、落札業者は、参考見積りを徴した業者の1つですが、実際の入札では、遊具設置に係る直接工事費がほぼ同額で、現場管理費や一般管理費を削減した上で積算されておりました。

今本委員長： ふわふわドームというのは特注で値引きが利かない遊具なのでしょうか。

太田副課長： そのように考えております。

岩井委員： なぜ、ふわふわドームを設置することになったのですか。

小山係長： ソフトボール場の跡地を整備するというので、高田城ということ踏

まえ、シンプルな形での遊具を設置したいと考えました。さらに、何の遊具が人気なのか調べたところ、ふわふわドームが1、2番を争う人気でしたので、採用することでより賑わいが出るのではないかと考えて、採用いたしました。

また、特注で値引きが効かないとのご質問ですが、この遊具はブランコや滑り台と比べると、特殊なものであり、採用される回数が多くないため、需要が少ないことが値引きの効かない原因だと考えております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.3 うみてらす名立養殖施設取水設置埋設 工事》

今本委員長： 指名競争入札であることの理由の確認と、落札率 100%であることの理由の確認をさせていただきたいと思っております。

太田副課長： (資料6のNo.3に基づき契約の概要を説明)

本工事は予定価格が約250万円ということで、上越市は予定価格が2,000万円未満の工事は指名競争入札となっており、本工事につきましては、指名競争入札とさせていただいております。

落札率が100%ということで、参考見積りと同額を入札してきたわけですが、これにつきましては、参考見積りの額がかなり詰めた金額だったものと思っております。

また、施工地が名立区であって、木田庁舎から21kmほど離れており、250万円ほどの工事規模からすると、名立区以外の業者の方についてはなかなか経費削減には至らないとの判断から、8社から辞退されたのではないかと考えております。

今本委員長： (有)竹田住宅設備と(株)牛木組の2社から見積りを取り、(株)牛木組は入札の段階で金額を上げてきたということでしょうか。

宮下課長： (有)竹田住宅設備、(株)牛木組共に、見積り時と同額で入札いただいております。

今本委員長： 予定価格を決める際は、見積り額が低い方を採用するのでしょうか。

宮下課長： 見積り額を比較して予定価格を決定する場合は、低い方を採用するのが一般的です。

笹川委員： この2社以外はいずれも名立区以外の業者なのですか。

太田副課長： その通りです。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.4 上越市産米粉用米マーケティング調査業務 委託》

今本委員長： それではNo.4の審議に移ります。

随意契約であることの理由の確認と、落札率 100%であることの理由の確認をさせていただきたいと思います。

西條係長： (資料 6 のNo.4 に基づき契約の概要を説明)

今回の入札に至るまでの過程において、担当課である農村振興課において「上越市産米粉用米マーケティング調査業務委託に係るプロポーザル実施要領」を整備し、契約上限金額(4,860,000円)も開示した上で、平成28年12月22日から翌年1月12日まで間、広く参加申込みを行い、受託事業者を含む2社から応募がありました。

それらの応募を受け、「調査・分析方法や需要予測の妥当性」、「業務遂行体制」などによる「上越市産米粉用米マーケティング調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に基づき、副市長を始めとする庁内職員で組織する「受託候補者選定委員会」において、応募内容を厳正に審査し、本受託事業者である株式会社サーベイリサーチセンターを受託候補者として決定しているものであります。

今回、随意契約とした理由についてですが、今ほど御説明したとおり、随意契約を行う前に、プロポーザルを実施し、受託候補者を決定している経緯がありますことから、改めて入札による競争は行わなかったものであります。

また、落札率100%となった理由につきましても、契約上限額を提示した上でのプロポーザルを経た上での入札であり、上限額をもって応札されたものと考えております。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。

岩井委員： このような調査を行う業者さんは限定されているものでしょうか。

太田副課長： 上越市建設コンサルタントの入札参加資格を有する市場リサーチ業者は少ないものと考えております。

岩井委員： 上越市内に本社のある業者さんにこのような依頼した場合は、思うような調査はできないものでしょうか。

太田副課長： 総合的に市場調査を行い、管理・報告できる市内本社の業者はいないと考えております。

岩井委員： 東京の業者さんをお願いする場合、市内業者さんへ再委託するということもあり得るのでしょうか。

太田副課長： 市場リサーチに限らず、業務委託に関してはそういった可能性もありますが、今回の場合は東京の方でリサーチいたしますので、市内業者さんへ再委託するということは無いです。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.5 上越市役所庁内 LAN 敷設業務(3月その1) 委託》

《No.6 上越市役所庁内 LAN 敷設業務(3月その2) 委託》

今本委員長： それではNo.5、No.6の審議に移ります。

LAN敷設業務(3月その1)委託は、72.22%落札にもかかわらず、その2は100%落札である理由を説明していただければと思います。

武田係長： (資料6のNo.5、No.6に基づき契約の概要を説明)

この委託業務は、新年度に向けた各課等の配置変更等により、配置変更後のOA端末等を庁内LANに接続する業務内容であります。

これらの作業は、限られた非常に短時間の間に、出先機関を含めた各フロアで一斉に行う必要があることから、受託者が一業者のみでは、人員の確保等を含め、対応できないことが懸念されるため、発注仕様書を複数に分けて、さらに入札は1抜け方式により、同一の業者に受注が集中しないようにしております。

入札は、3月その1を先に行いましたが、落札者の(株)BSNアイネット上越支社においては、落札率は72.22%となっております。

業者への聞き取りの結果では、この業務は以前にも受注実績があり、業務の内容も熟知しており、効率良く作業が行えること、また、他の委託業務で受注している案件があることから、スタッフが庁内に常駐している状況もあり、経費の削減が可能であった旨の回答を得ております。

一方、3月その2につきましては、1抜けに方式により、(株)BSNアイネット上越支社が入札に参加できないことから、応札したのが(株)コーワとなりましたが、資料にお示しのとおり、1回目の開札では落札に至らず、再入札、再々入札を経て、落札に至ったものであり、3回目の再々入札の結果として予定価格と同額(100%)となったものであります。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。

山田副委員長： 3月その2の予定価格については、(株)BSNアイネットの見積りを参考にされているのでしょうか。

武田係長： 予定価格につきましては、信越情報(株)と(株)BSNアイネット上越支社の2社から見積りを徴し、低い価格を採用しております。

山田副委員長： どちらの価格を採用したのでしょうか。

武田係長： 信越情報(株)を採用しております。

山田副委員長： 信越情報(株)は価格が低くなりそうなので辞退されたということでしょうか。

武田係長： この業務は年度末に集中する内容であり、業者さんも繁忙期であるため、人員の確保が難しいことから辞退されたものと思われま。

笹川委員： (株)BSNアイネット上越支社が参考見積りよりも価格を下げて入札したため、結果として落札率が100%となったとの理解でよいですか。

武田係長： おっしゃる通りです。

今本委員長： 単価契約ですが、その1とその2で値段が異なるのはなぜでしょうか。

宮下課長： ㈱BSNアイネットは経費削減の中で、1台あたりの単価が㈱コーワと比べて安くなっています。その1については、単価6,500円で決定となっていますが、単価を9,000円にすると予定価格と同額になります。

今本委員長： いずれも㈱BSNアイネットに受注しても良いのではないかと考えてしまいましたが、いかがですか。

宮下課長： 先ほどもご説明しましたが、限られた非常に短時間の間で業務を完了する必要がありますが、一業者のみでは対応できないとの判断から業務を分けているものです。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.7 平成28年度燃やせるごみ指定袋作製業務(その4) 委託》

《No.8 平成28年度生ごみ指定袋作製業務(その4) 委託》

今本委員長： それではNo.7、No.8の審議に移ります。

平成27年度にも抽出させていただいた案件ではありますが、その後の状況を確認させていただければと思います。

武田係長： (資料6のNo.7、No.8に基づき契約の概要を説明)

平成27年度の本委員会において、燃やせるごみ指定袋作製業務委託について、バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の作製について、「当該製品のようなものを他の自治体で製造していないか」、「価格の比較はできないか」、というご質問をいただいた経緯がございます。

これを受け、担当課による調査の結果、当市の製品と全く同じ製品を使用している自治体はありませんでしたが、当市と同様の素材を使ったごみ袋を使用している自治体が京都府京丹後市と北海道音更町の2団体あった旨のご報告をさせていただいております。

また、価格の比較については、金額的にも妥当であると考えている旨のご回答をさせていただいております。

その後の発注に関する状況を確認されたいとのことではありますが、現在においても、当該業務が受託可能な業者は市内では1者のみであり、県内においても受注可能な業者はいないという状況に変わりはありません。

また、価格の比較についても、実績のある2団体とも、それぞれ袋の寸法等については当市と違いがあるようですが、近い種類の製品同士で比較をしてみますと、燃やせるごみの指定袋の45リットルにつきましては、当市の金額が1袋当たり17円71銭に対しまして、他の自治体では約21円～22円程度で、3～4円ほど当市の方が安くなっております。また、生ごみ指定袋につきましては、直接比較できる規格はないのですが、1リットル当たりの金額で比較すると、ほぼ同程度という見方ができるのではないかと考えられます。

今本委員長： 燃やせるごみと生ごみでは製品として違うものでしょうか。

武田係長： 製品が異なります。

今本委員長： 燃やせるごみと生ごみを出す曜日は同じなのでしょうか。

同じ日に同じ様な処分をするのは手間では無いですか。

小酒井係長： 回収日は同じですが、その後の処理が違います。

燃やせるごみは焼却施設において焼却しますが、生ごみについては市内にバイオマス処理施設がございますので、そちらでリサイクル処理を行っております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.9 OA 端末機器 (平成 28 年度整備) 賃貸借》

今本委員長： それではNo.9 の審議に入ります。

落札価格が高止まりであるように感じたので、抽出しました。

武田係長： (資料 6 のNo.9 に基づき契約の概要を説明)

賃貸借契約においては、競争入札を行う前に、あらかじめ、各指名業者(リース専門会社)が導入する物件を決定するための手続を行っております。

この、あらかじめ決定した物件を賃貸借の仕様書に、「どの物件を」、「どの業者から」、「いくらで買い取るか」を明記した上で、それを指定した期間、賃貸借した場合の金額により競争しております。

今回の案件にかかる物件及び納入業者の選定については、この案件が、庁内における大規模な端末更新であり、相応の体制を組む必要があることから、これまでの実績等を考慮し、担当課で調達に関する技術的な相談を行っていた「㈱BSNアイネット上越支社」を選定し、物件の導入にかかる見積りを徴し、物件価格を決定いたしました。

物件価格については、事前に担当課と技術的な相談を行っていたことから、参考見積りの精度が高かったことが予想されることから、物件価格については、予定価格(参考見積り)と同額となりました。

また、賃貸借契約にかかる予定価格については、参考見積りにより決定しているものであるが、予定価格を定めるための参考見積りはリース専門業者からではなく、物件納入業者から、「当該物件を賃貸借した場合」の参考見積りに基づき決定しております。

今回の案件は、物件の納入価格が予定価格と同額であったことから、リース専門業者側から見ると、いわゆる「物件の買取価格」と「賃貸借の予定価格」の差が小さかったことが、落札率が高くなった要因の一つと考えております。

今本委員長： 元々の見積りは物件を納入する㈱BSNアイネットに依頼しているの

すか。

武田係長： その通りです。

今本委員長： リースは別業者となるので、ここから値引きができないということでしょうか。

武田係長： リース会社が物件を買い取り、リースすることになりますが、その買取価格が下がらなかったということが原因だと考えています。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.10 事務机、事務椅子》

今本委員長： それではNo.10の審議に入ります。

随意契約としたことについて、確認させてください。

武田係長： (資料6のNo.10に基づき契約の概要を説明)

本案件は、本年3月17日の人事異動内示に伴い、全庁的に事務用机及び事務用椅子の過不足調査を行ったところ、事務机及び事務椅子ともに不足することが判明したことから、緊急に購入する必要性が生じたものです。

また、購入に際しては、今後の部品調達等も考慮し、現在使用している事務机及び事務椅子と規格を統一する必要があるため、さらに3月31日までに納品する必要があるため、競争入札に付することができなかったことから、平成28年度に納入実績のある業者1者を選定いたしました。

笹川委員： 関係する市の規則について、新規で委員の方もおられますので、資料配布した方が良いのではないのでしょうか。

宮下課長： 失礼いたしました。必要部数用意しておりますので、これから配布いたします。

(追加資料配布)

宮下課長： (追加配布資料に基づき、上越市財務規則第135条第3項第6号を説明)

今本委員長： 職員の人数が増えるわけではないと思うので、他の机を活用することはできなかったのかと思うのですが、いかがですか。

宮下課長： 正規職員は減少傾向ですが、非常勤職員が増えたことその他、新規で指定管理者制度を導入した出先機関において、それまで職員が使用していた机等については指定管理者がそのまま使用することになりますので、人事異動により当該出先機関から内部に戻ってくる職員分の机などについては、不足することとなります。

岩井委員： もう少し早く異動が分かれば、競争入札とすることができたのでしょうか。

宮下課長： 競争入札とするためには、1か月程度の事務手続き期間が必要となるため、今回のスケジュールでは競争入札は難しいものでした。

岩井委員： 本庁舎は人が増えているのかもしれませんが、各総合事務所では人が減

っていると思いますので、そこから移動させることはできなかったのでしょうか。

宮下課長： それらも含めて、事前に過不足調査を行った上で、今回の発注を行っております。

岩井委員： 分かりました。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.11 城山浄水場データロガー装置場外系テレメータ機能移設 工事》

今本委員長： それではNo.11 の審議に入ります。

落札率 100%の理由について、確認させてください。

森口係長： (資料 6 のNo.11 に基づき契約の概要を説明)

当該設備の移設は、既設監視システムの一部を移設するものであり、ソフトウェアの設計や盤製作は工場での作業となるなど、特殊な工事であります。

また、予定価格については、複数社から見積りを徴し、最低価格を参考に算定しております。参考見積りにおいて精査され、圧縮された後の価格での入札であったことから、落札率が 100%になったものと考えております。

山田副委員長： 参考見積りは数社から取られたにも関わらず、実際に入札された方は 1 社のみなのでしょうか。

森口係長： 参考見積りは 3 社から取っておりますが、入札公告したところ 1 社のみから参加されたということです。

山田副委員長： ある程度特殊な内容なのでしょうか。

森口係長： 監視制御システムのソフトウェアについては、市販されているものではないため、特殊なものであると考えていただいて良いと思います。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.12 タブレット PC》

今本委員長： それではNo.12 の審議に入ります。

物品入札であるにも関わらず、落札率が高い理由を確認させてください。

森口係長： (資料 6 のNo.12 に基づき契約の概要を説明)

予定価格は、複数社からの見積りを参考に設定しております。

今回、参考見積りにおいて相当の値引きがされており、予定価格の時点で定価に対して約 65%の金額であったため、結果として落札率が高くなったものと考えております。

なお、定価に対しての入札額は 61%となっており、定価と比較すると安

く購入できたものと考えております。

今本委員長： このタブレット PC は業務用ということで、通常よりも堅牢な構造になっているのでしょうか。

小池係長： 市販のものですが、建設業界で使われている堅牢な構造となっています。
※タブレット PC の現物を委員に対して、提示。

今本委員長： 分かりました。
他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： それでは他にご意見がなければ、抽出案件の審議は終了したいと思います。

最後に事務局から何かあればお願いします。

宮下課長： それでは、2点お願いいたします。

1つ目は、次回の審議案件の抽出者についてであります。先ほどお決めいただいたとおり、笹川委員にお願いしたいと思います。後日、改めて事務局から連絡を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2つ目は、会議録の確認方法であります。

本委員会の要綱・要領には具体的な会議録の確認方法が明記されておりませんが、事務局では、これまで委員長の確認を受け、市の会議の公開制度に基づいて、公表させていただいておりました。

今後の委員会につきましても同様の取り扱いとさせていただきたいと考えております。委員長の御了解を含め、皆さんの方でご意見等はありませんでしょうか。

全委員： (意見なし)

宮下課長： ありがとうございます。

なお、次回の会議の予定については、現時点では8月頃を予定しております。詳しい日程については、委員長とご相談させていただき、早めにご連絡させていただきます。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。